

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料
 「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
塩ビモノマー	<p>・一般財団法人 環境情報センター:EICネット「環境用語集」 http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=3992 塩化ビニルは、別名クロロエチレン(CH₂=CHCl)とも呼ばれ、ポリ塩化ビニル樹脂の合成原料である。これを重合させたポリ塩化ビニル(ポリマー)またはその樹脂を塩化ビニル(塩ビ)と呼ぶ慣習があることから、混乱を避けるためにモノマーである塩化ビニルは塩化ビニルモノマーという名称で呼ばれることが多い。化学物質排出把握管理促進法(1999)に基づく化学物質排出移動量届出(PRTR)制度によれば、環境への排出移動量の90%以上が大気への排出である。</p> <p>・国際がん研究機関(IARC):発がん性に関する評価 グループ 1(ヒトに対する発癌性が認められる)に分類されている。</p> <p>・世界保健機関(WHO):環境影響基準215 一般消費者への塩ビモノマーの暴露は非常にわずかであると記載されている(1999)。暴露経路は主に塩ビモノマー(VC)で汚染された空気の吸入によるもの(0~2.1mg/m³の汚染空気を23m³吸入すると、0~48.3mg/人/日)で、英国で実施された食品サーベイランスで、1974年に1.3 μg/日/人、1978年で0.02 μg/日/人であった。</p>	<p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況:なし。 ・厚生労働省:食品衛生法により塩化ビニルモノマーについての規格が設定されている。規格に適合しないものは販売等が禁止されている。 ・環境省:大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質の優先取組物質に指定し、地方公共団体で大気モニタリング調査が実施されている。水質の要監視項目に指定され、公共用水域・地下水で測定が行われている。指針値(0.002mg/L)を超える事例が毎年みられることから、塩化ビニルモノマーを地下水環境基準の項目に追加した(H21(2009)年11月)。 ・厚生労働省:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(S49(1974).10.1施行)において、家庭用エアゾル製品についての基準:所定の試験法で検出せず(赤外吸収スペクトル法)。塩化ビニル(モノマー)が発がん性を有することから、家庭用品への使用は認めないものとする。 ・化学物質排出把握管理促進法:特定第1種指定化学物質。 <p><海外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界各国において、塩ビモノマー(VC)製造、PVCポリマー製造時に、VCが環境に排出する量をできるだけ少なくする、改善できない製造装置は廃止する等の措置により環境中のVC量を減少させた。 ・EC規則では、食品と接触するPVC製品は>1mg/kgのVCを含んではいけないこと及び食品中の残留基準値は10 μg/kg。米国では食品と接触するPVC製品は5~50 μg/kgのVCに制限するよう提案(1986)。